

セーフティネット5号保証先のモニタリング制度の導入に伴う対応について

滋賀県信用保証協会

1. 期中支援の概要

東日本大震災以後、業況悪化が懸念される中小企業者への資金繰り支援と期中における経営支援が重要となり、特にセーフティネット5号保証先に対して重点的な期中支援を行うために、平成23年6月1日保証申込受付分から期中支援の一環としてモニタリング制度が導入されることになりました。

2. 期中支援の内容

申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第4号第5号の特定中小企業者であって、滋賀県信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、所定の業況報告書（別添）を滋賀県信用保証協会に提出いただくものです。

ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りではありません。

なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面（様式任意）を提出していただくこととなります。

3. モニタリングについて

①モニタリング対象の考え方について

モニタリング期間は上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）の定期とし、上半期の報告書は10月～11月末までに、下半期の報告書は4月～5月末までに提出してください。

なお、初回の報告は貸付後の半期の報告は不要とし、次の半期を第1回目のモニタリング期間とするため、貸付実行後、半年超から約1年後のタイミングで業況報告書を申し受け、以降は半年毎の報告となります。

（例1） 貸付実行日：平成23年6月30日
モニタリング期間：平成23年10月～平成24年3月
業況報告書提出期限：平成24年5月末まで

（例2） 貸付実行日：平成24年4月1日
モニタリング期間：平成24年10月～平成25年3月
業況報告書提出期限：平成25年5月末まで

②モニタリング対象先のリストアップについて

以下のスケジュールで対象先のリストを各金融機関に送付予定です。

平成23年6月～9月の貸付実行分 →平成23年10月中
平成23年10月～24年3月の貸付実行分→平成24年4月中